

2008 春号 (第13号)

四国産業保安情報

■行事報告

- ①事業継続計画（BCP）セミナー開催結果 1
- ②平成19年度火薬類保安原子力安全・保安院長表彰式開催結果 2
- ③平成19年度「保安講習会」開催結果 3
- ④保安技術職員等研修「車両系鉱山機械」開催結果 4
- ⑤保安技術職員等研修「災害事例研究」開催結果 5

■トピックス

- ・保安標語懸賞募集 7

■コラム

- ・ちょっと一服「遊具への思い」 8

■組織

- ①着任のご挨拶（支部長 市原 秋男） 10
- ②着任のご挨拶（産業保安監督管理官 渡辺 忠） 11
- ③離任のご挨拶（前支部長 折田 憲一） 12
- ④退官のご挨拶（前産業保安監督管理官 大平 義明） 13
- ⑤退職のご挨拶（前鉱山保安課長 川本 雄明） 15
- ⑥中国四国産業保安監督部四国支部職員人事異動 15
- ⑦中国四国産業保安監督部四国支部職員（平成20年4月1日現在） 17

■行事予定 平成20年4～6月行事予定 17

■災害・事故情報

- ①平成20年四国管内電気事故発生件数（1～3月） 18
- ②平成19年四国管内事故発生件数（1～12月） 18
- ③平成19年四国管内鉱種別鉱山災害発生状況（1～12月） 18

■編集後記 19

■災害・事故等発生時の緊急連絡先 19

中国四国産業保安監督部四国支部発行

事業継続計画(BCP)セミナーを開催しました！

電力安全課

平成20年3月31日(月)、高知新阪急ホテル(高知市)において、京都大学教授の丸谷浩明氏を講師に招き「BCPの意義と作成方法」と題し、セミナーを開催しました。

東南海・南海地震は今世紀前半にも発生し、四国地域全域にわたり甚大な被害を及ぼすと危惧されており、災害が発生した場合の被害を少しでも減少させるとともに速やかな事業継続・復旧を図るために、あらかじめBCPを作成しておくことが有効だと言われています。

本セミナーは、事業の中断による顧客流出やシェア低下、組織体としての評価の低下等から、事業を継続することで組織を守るという経営レベルの戦略的課題を考える第一歩としていただくことを目的に開催しました。

当日は、四国4県から、民間企業、地方自治体等の関係者137名の出席者がありました。

※事業継続計画(BCP)

危機等が実際に起こったとき、従業員の安全確保や二次災害の防止と言った初期対応だけでなく、重要な事業を可能な限り短い時間で復旧させるための行動計画で、あらかじめ策定しておくものです。



平成19年度火薬類保安原子力安全・保安院長表彰式を開催しました！

★ 第1回火薬類保安院長表彰 ★

保安課

平成20年3月11日（火）、当支部505会議室（高松市）において、平成19年度火薬類保安原子力安全・保安院長表彰式を開催し、保安功労者を表彰しました。

本表彰は、保安意識の高揚を図るため、「永年にわたり火薬類の保安に関し極めて顕著な功績を上げた保安功労者」「火薬類による災害防止のため不断の努力を重ね、著しい成果を収めた優良事業者」等を表彰することにより、火薬類の保安を推進するものです。

当管内においては、今年度から実施するもので、今後は隔年で開催することとしています。

平成19年度火薬類保安原子力安全・保安院長表彰受賞者 [敬称略]

【保安功労者】

受賞者名	住所	所属
中川 一生	愛媛県	中川銃砲火薬店



<院長式辞を代読する折田支部長>



<表彰状授与>



<記念写真撮影>



おめでとうございます。



平成19年度「保安講習会」開催結果

保安課

- 主催者 (社)日本簡易ガス協会四国支部
 - 開催日時 平成20年3月12日(水)
 - 開催場所 香川県社会福祉総合センター 7階大会議室
 - 参加者 管内簡易ガス事業者のガス主任技術者等の保安担当者 約90名
 - 研修内容
 - ・中国四国産業保安監督部四国支部からの周知事項
 - ・「簡易ガス事業地震防災対策マニュアル」の改訂について
 - ・「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」の改訂について
 - ・「周知および開・閉栓実務要領」の改訂について
 - ・その他
- 支部担当者及び(社)日本簡易ガス協会本部担当者を講師に周知を行った。

保安技術職員等研修「車両系鉱山機械」開催結果

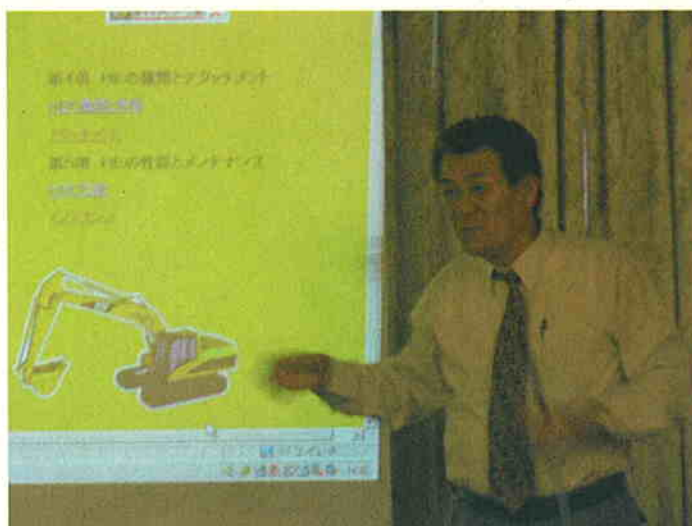
管理課

平成20年1月29日(水)、高知グリーン会館(高知市)において、四国建設機械販売(株)営業部CS課長の日野敏明氏を講師にお迎えし、保安技術職員等研修「車両系鉱山機械」を開催しました。

講義では、特定特殊自動車排出ガス規制法(オフロード法)の規制概要や車両系鉱山機械の取扱や、日常点検における注意点について、カラー写真や図解を用いながら、分かりやすく解説して頂きました。講義の概要は以下のとおりです。

特定特殊自動車排出ガス規制法(オフロード法)の規制概要

- ・対象機械は、公道を走向しないディーゼルエンジン搭載車両(建設機械、フォークリフト、農業機械等)。建設業・採石業・産廃業など業種は不問。
- ・エンジン出力が19kw未満のもの、560kw以上のものは、製造台数が極めて少ないため規制対象外。
- ・規制は、2006年10月から、エンジン出力量に応じ3段階で実施される(2008年10月~すべての段階で規制開始)。
- ・規制開始後、新規購入(製造)する機械は規制をクリアしなければならないが、規制開始前から使用している機器は、そのまま継続使用できる。
- ・排出規制対象物質は、CO(一酸化炭素)、HC(炭化水素)、NOx(窒素酸化物)、PM(粒子状物質)、黒煙。
- ・オフロード法の基準適合車は、軽油使用を前提に設計されているので、絶対に軽油以外の燃料を使用してはならない。



〈四国建設機械販売(株)営業部CS課長 日野敏明氏〉

- ・管轄官庁による立入検査で排ガス改善命令が出た場合は、整備を実施することとなるが、これに従わない場合は、罰金が適用される。

車両系鉱山機械の構造について

- ・パワーショベルを例として、その構造について説明。
- ・マスターリンクは後進する際に摩耗しやすいため、特に長距離運転時は前進走行の方が好ましい。